

## 国府町農事放送農業協同組合 STBプラン利用契約書

国府町農事放送農業協同組合（以下「当組合」という）が行う「見てみい」及び「残してみい」プラン(以下「プラン」という)の提供を受ける国府町農事放送農業協同組合 正組合員及び准組合員及び組合員外（以下「利用者」という）は次の条件によりSTBプラン利用契約書（以下「本契約」という）を締結するものとします。また、国府町農事放送農業協同組合 定款及び放送サービス規程及び団体契約約款（以下「定款・規程・団体契約約款」という）において、本契約と重複する事項がある場合は、すべてにおいて定款・規程・団体契約約款を優先します。

### 第1条（サービスの提供）

当組合は、有料サービスを提供するために、国府町農事放送農業協同組合 放送サービス費用一覧表（以下「費用一覧表」という）に定めるプランを利用する利用者に、STB、録画・DVD機能付STB及びSTB付属品（以下「STB」という）を貸与します。

2 当組合は、STB1台につき1枚のB-CASカードおよびC-CASカードを貸与します。利用者は契約が解除されるまで、B-CASカードおよびC-CASカードをSTBに常時装着された状態で使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

### 第2条（STB）

利用者は、使用上の注意事項を厳守してSTBを維持管理するものとします。

2 利用者は、故意または過失によりSTBを故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を当組合に支払うものとします。

3 利用者は、当組合が必要に応じて行う場合があるSTBの交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

4 利用者は、STB設置時に、STB設置工事費5,400円を当組合に支払うものとします。

5 利用者は、保安器及び光回線用映像終端装置の出力端子から、STBを設置するテレビ等の受信機までの施設の設置工事に要する費用を負担し、これを所有するものとします。

### 第3条（B-CASカード）

デジタル放送用ICカード（以下「B-CAS」カードという）に関する取り扱いについては、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」（KB0008C）に定めるところによります。

### 第4条（C-CASカード）

C-CASカードは当組合に帰属し、本契約の解約時にはすみやかに当組合に返却するものとします。

2 利用者の責めによらないC-CASの故障によって受信障害が発生したと当組合が認定した場合および、当組合の判断による場合は、当組合は、C-CASカードを交換することがあります。

3 利用者はC-CASカードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことはできません。

4 利用者は、次のことを行うことはできません。

（1）C-CASカードの複製・翻案、および改変等のカードの機能に影響を与えること

（2）C-CASカードを日本国外に輸出または持ち出すこと

5 利用者は、C-CASカードが紛失、または盗難にあった場合は、当組合にその旨を速やかに届出いただきます。当組合は、届出を受理した場合には、速やかに当該C-CASカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用された場合の料金は利用者に負担していただきます。

6 当組合は、C-CASカードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、利用者は、再発行に要する費用3,000円を支払っていただきます。

### 第5条（プラン）

プランの契約単位はC-CASカード1枚およびサービス一覧表の特別有料番組ごととします。

2 特別有料番組の利用料は費用一覧表に定めるものとします。

3 不特定多数の者に映像を提供する目的や、料金を徴収する目的に使用する場合は、契約できません。

4 一部の特別有料番組については、二十歳未満は契約できません。

5 本契約は課金開始後6ヶ月以内には解約できないものとします。6ヶ月以内に解約した場合は、6ヶ月に満たない期間のプランの月額料金の差額を支払うものとします。

6 利用者が料金の支払いを怠った場合は、当組合は本契約を解約し、STBを回収します。

### 第6条（免責）

当組合は、次に該当する場合において損害の賠償は行いません。

（1）天災地変その他当社の責に帰さない事由等によりサービスの提供の中止を余儀なくされた場合

（2）当組合の責に帰さない事由または受信障害により放送内容の全部または一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の静止、受信不能等の症状をいいます。）が発生した場合

（3）当組合の責に帰さない事由等によりSTBが正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合

（4）放送内容が変更された場合

### 第7条（故障）

当組合は、利用者から当組合の提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合には、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。

2 利用者は、受信に異常をきたしている原因が利用者の施設による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。

3 利用者は、利用者の故意・または過失により当組合の施設に故障を生じた場合は、修復に要する費用を負担するものとします。

### 第8条（定めなき事項）

この契約書に定めなき事項が発生した場合は、当組合と利用者は誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

### 第9条（契約書の改定）

当組合は、この契約書を改定する場合があります。改定した場合、利用者に改定部分を通知又は周知し、以降は改定後の規程によるものとします。

### 第10条（合意管轄）

本契約の解釈または履行につき争いが生じた場合の管轄裁判所を、徳島地方裁判所とします。

### 付則

この規程は、平成24年10月1日より施行します。

改正 平成26年4月1日